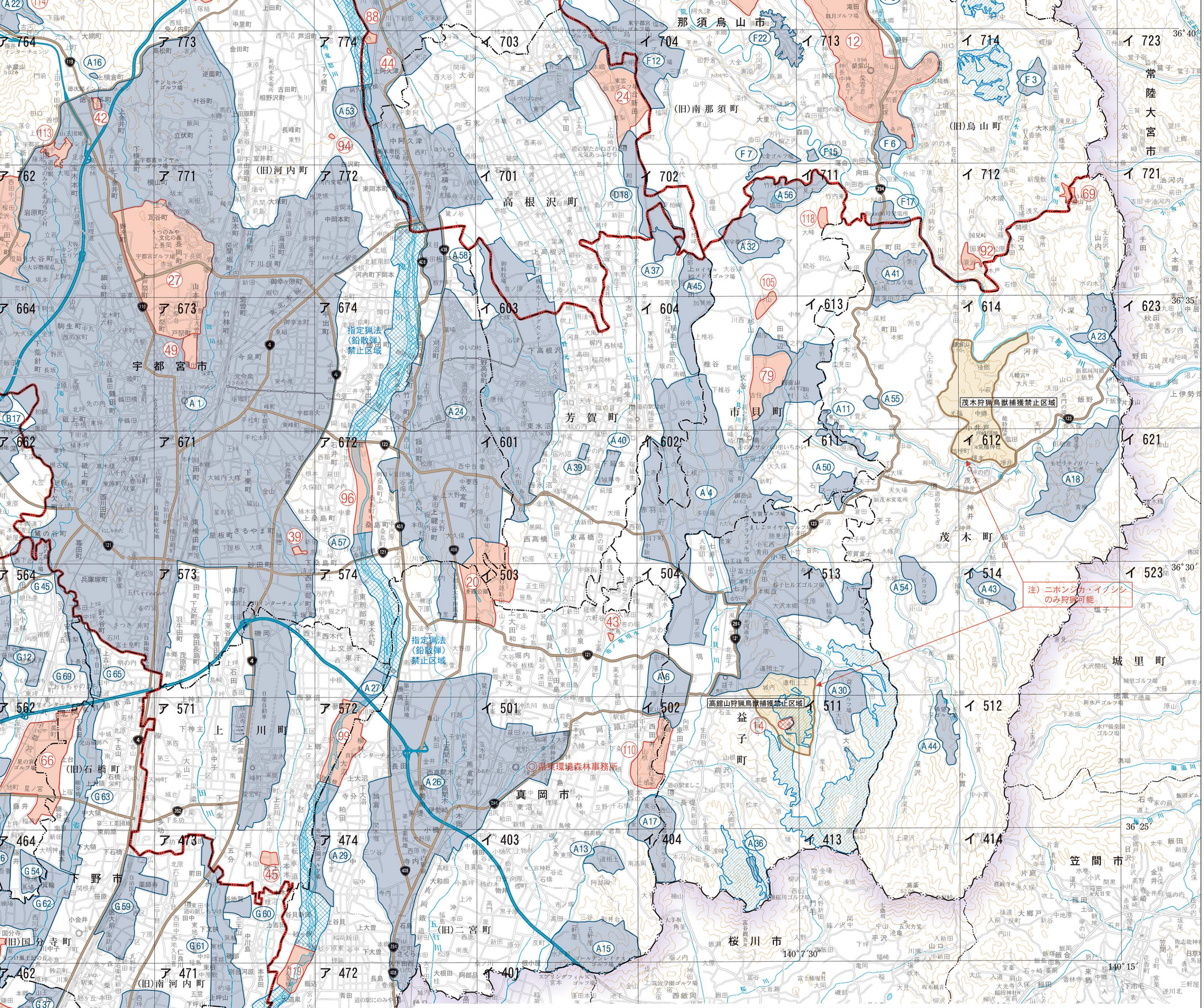
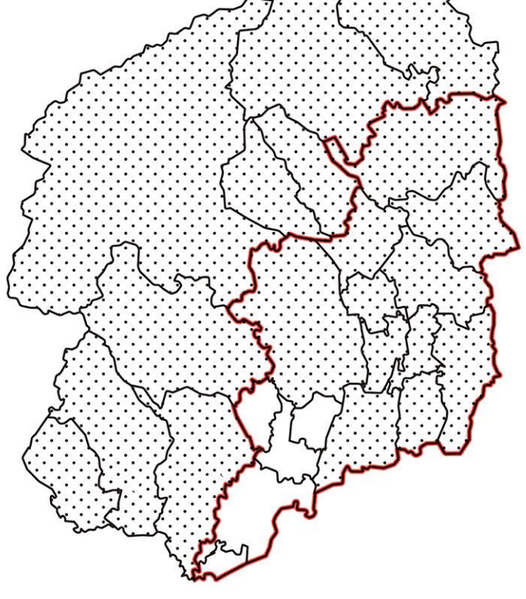


ニホンジカ・イノシシ狩猟期間延長区域

ニホンジカ・イノシシ捕獲に係るくくりわなの直径12㎝規制解除区域



狩猟期間延長対象区域	延長する狩猟期間		延長期間に捕獲できる鳥獣	凡例
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町（20市町）	11月1日～11月14日（使用できる猟具は、わな及び止めさしを目的とした銃のみ）	2月16日～3月15日	ニホンジカ イノシシ	

ニホンジカ・イノシシ捕獲に係るくくりわな直径12cm規制解除対象区域	凡例
宇都宮市、真岡市、大田原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町（16市町）	

◎狩猟できる鳥獣の種類及び期間（栃木県）

種類	期間
ニホンジカ（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町　計20市町）	11月1日～3月15日 （ただし、11月1日～11月14日は、わな及び止めさしを目的とした銃のみ使用可能）
ニホンジカ（上記20市町以外の市町）	毎年11月15日から 翌年2月15日まで
イノシシ（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町　計20市町）	11月1日～3月15日 （ただし、11月1日～11月14日は、わな及び止めさしを目的とした銃のみ使用可能）
イノシシ（上記20市町以外の市町）	毎年11月15日から 翌年2月15日まで
エゾライチョウ、ヤマドリのオス（コシジロヤマドリを除く）、キジのオス、コウライキジ、コジュケイ、ヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジバト、カワウ、ヤマシギ、タシギ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く）、イタチのオス、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ ◎県内で生息が確認されていない鳥獣も含まれています。	毎年11月15日から 翌年2月15日まで

◎狩猟鳥獣の捕獲数量の制限（栃木県）

種類	一日の制限羽（頭）数
エゾライチョウ	2羽以内
ヤマドリのオス、キジのオス、コウライキジ	合計して2羽以内
コジュケイ	5羽以内
ヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して5羽以内 （ただし、網を使用する場合にあっては、狩猟期間を通じて合計して200羽以内）
キジバト	10羽以内
ヤマシギ、タシギ	合計して5羽以内

※ニホンジカについては、法令の改正により平成29年度の猟期から捕獲数制限が解除され、オス・メスともに数の制限なく捕獲できるようになりました。

市町村合併状況（R8.11.1）

合併後（新）	合併前（旧市町村名）
那須塩原市	黒磯市
	西那須野町
	塩原町
佐野市	佐野市
	田沼町
	葛生町
さくら市	氏家町
	喜連川町
大田原市	大田原市
	湯津上村
	黒羽町
那須烏山市	南那須町
	烏山町
那珂川町	馬頭町
	小川町
鹿沼市	鹿沼市
	粟野町
下野市	南河内町
	石橋町
	国分寺町
日光市	日光市
	今市市
	足尾町
	栗山村
	藤原町
宇都宮市	宇都宮市
	河内町
	上河内町
真岡市	真岡市
	二宮町
栃木市	栃木市
	藤岡町
	大平町
	都賀町
	西方町
	岩舟町

宇都宮市における日の出、日の入時刻

区別		時刻	
月	日	日の出	日の入
11	15	6：17	16：32
12	1	6：33	16：25
12	15	6：45	16：26
1	1	6：52	16：35
1	15	6：52	16：48
2	1	6：43	17：06
2	15	6：29	17：20
3	1	6：12	17：34
3	15	5：52	17：47

日の出、日の入の時刻は日付、地域によって異なるので新聞等で確認のうえ狩猟して下さい。

調製　東京都千代田区神田小川町3の22　内外地図株式会社
（電）03－3291－0338番代表